

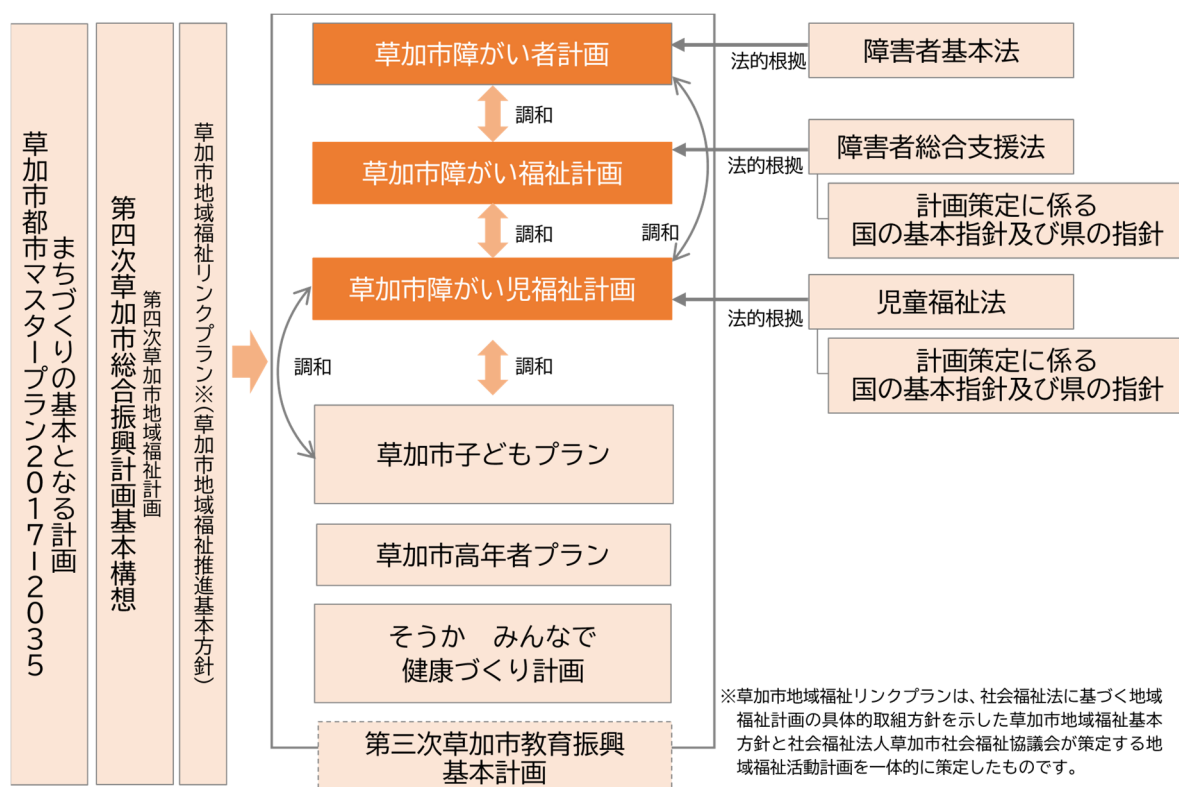
第三次草加市障がい者計画・第6期草加市障がい福祉計画・第2期草加市障がい児福祉計画 【概要版】

1 計画の概要

- 第三次草加市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 第6期草加市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。
- 第2期草加市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。

2 計画の位置付けと期間

- 第三次草加市障がい者計画は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間の計画です。
- 第6期草加市障がい福祉計画及び第2期草加市障がい児福祉計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の計画です。



1 きほんりねん きほんもくひょう きほんほうしん
基本理念・基本目標・基本方針

基本理念：ノーマライゼーション

基本目標：ともに力を合わせて 自分たちのまちをつくる

基本方針：(1) 年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す
(2) 市民が安心して生活できるまちを目指すしさをく たいけい
施策の体系

〔基本理念〕 〔基本目標〕

〔基本方針〕

〔施策の方向性〕



1 計画の基本理念

本市では「第三次草加市障がい者計画」で掲げた基本理念「ノーマライゼーション」と基本目標「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」との調和を図りながら、次に掲げる点を考慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていきける環境整備を進めます。

2 地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実させるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

3 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

地域資源の実態等を踏まえ、法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等を進めます。

4 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実させるとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

5 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

6 障がいのある人の社会参加の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

2 計画の重点テーマ「相談体制・支援の更なる連携強化」

【国の動向】

令和2年（2020年）に社会福祉法が改正され、包括的支援体制の構築に向けた具体的手法の1つとして、障がい、介護、子ども及び生活困窮に関する包括的な相談、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

【市の動向】

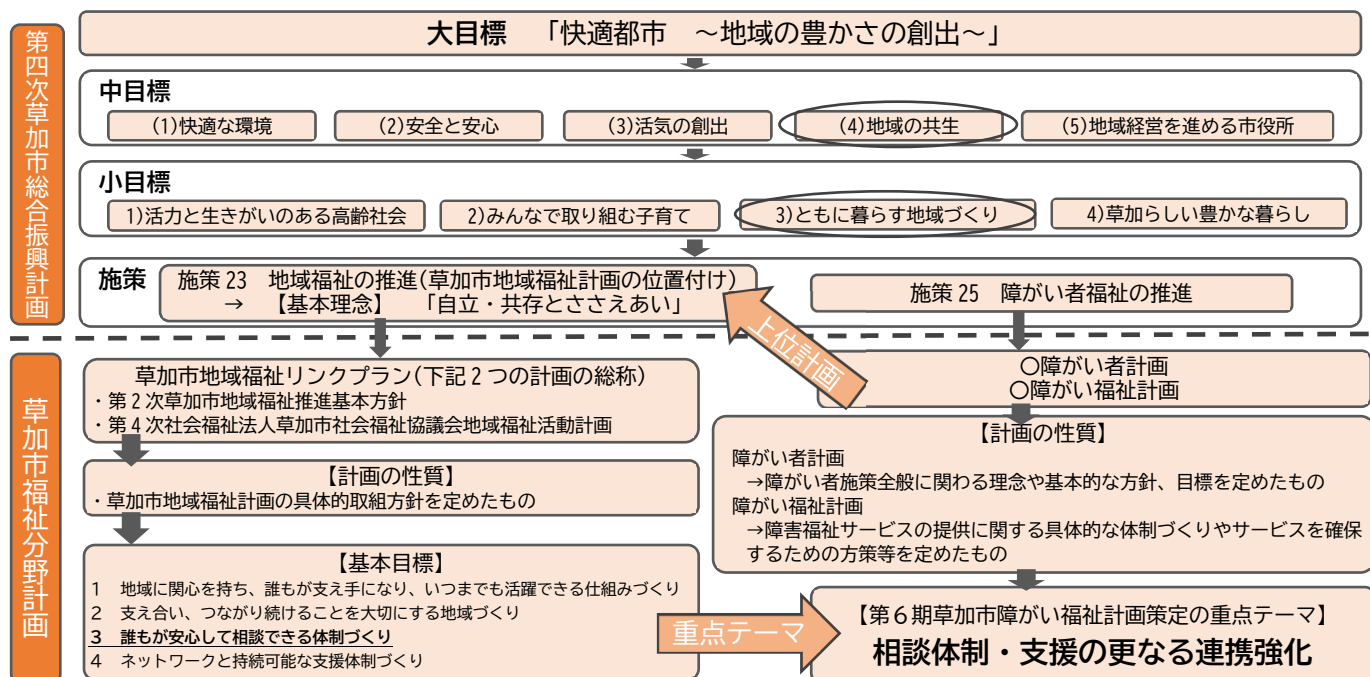
○本市の健康・福祉関連計画の上位計画である草加市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」といいます。）がありますが、第四次草加市総合振興計画と一体となっています。そのため、地域福祉計画の具体的な取組等を定めた草加市地域福祉リンクプラン（第2次草加市地域福祉推進基本方針）（以下「リンクプラン」といいます。）があり、本計画もリンクプランとの整合性が求められます。

○リンクプランにおいては、包括的な相談体制の構築を目標とし、「誰もが安心して相談できる体制づくり」を基本目標の1つに掲げています。

○国、本市の動向から、8050問題やダブルケア等、個々人への支援から世帯単位の包括的支援が求められております。包括的支援を実施するためには、各制度間の連携が重要となりますが、各々の制度に基づいた支援の連携が前提となります。

○本計画は、障害者総合支援法に基づく計画であるため、障害福祉サービス事業者を中心とした、障がい福祉分野での支援の連携を強化していく必要があります。

以上のことから、将来的な包括的支援を見据え、「相談体制・支援の更なる連携強化」を重点テーマとして設定し、障がい福祉施策を推進していきます。



3 ちいきせいかつ いっぱんしゅうろう いこう もくひょうち 地域生活、一般就労への移行の目標値

①福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度（2023年度）末までに令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者118人のうち、移行が可能であると見込まれる人（2人）が地域生活へ無理なく移行できるよう支援します。

項目	数値
入所者数(人)	118人
移行者割合	-
【目標値】地域生活移行者数	2人

②福祉施設利用者の一般就労への移行等

令和5年度（2023年度）に令和元年度（2019年度）実績の1.27倍増加した27人を一般就労へ移行することを目標とします。

目 標 値	
令和5年度(2023年度)における一般就労移行者数	27人

③福祉施設利用者の一般就労への移行等の

詳細

- 令和5年度（2023年度）における就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数を以下のとおり目標に定めます。
- 令和5年度（2023年度）における就労定着支援事業の利用者数や令和5年度（2023年度）における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合を目標に定めます。

目 標 値	
令和5年度(2023年度)における一般就労移行者数(就労移行支援)	19人
令和5年度(2023年度)における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	7人
令和5年度(2023年度)における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人
令和5年度(2023年度)における就労定着支援事業の利用者数	19人
令和5年度(2023年度)における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%

④精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム【重要テーマ】

既存の草加市自立支援協議会等を活用した協議の場の構築に向けた調整を行っているところです。令和5年度（2023年度）を目標とし、効果的な包括的ケアができる協議の場の構築を進めていきます。

⑤地域生活支援拠点等の確保・充実【重要テーマ】

令和5年度（2023年度）までに地域生活支援拠点等を整備し、草加市自立支援協議会等の既存の協議会を活用して、年1回以上、当該拠点等の機能の充実、運用状況を検証及び検討していきます。

⑥相談支援体制の充実・強化等【重要テーマ】

障がいのある人が適切な障害福祉サービスを利用できるよう、草加市基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を整備していきます。

⑦障害福祉サービス等の質の向上

埼玉県が主催する障害福祉サービス等の研修に積極的に参加するとともに、引き続き、草加市自立支援協議会等を活用しながら、適切な障害福祉サービスを提供できるよう環境の整備を行っています。

4 サービス^{みこみりょう}見込量

① 障害福祉サービスの見込量

サービス名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅生活への支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数(人)	226	231	237
		月利用量(時間)	4,519	4,617	4,724
	重度訪問介護	利用者数(人)	9	10	11
		月利用量(時間)	2,112	2,122	2,135
	同行援護	利用者数(人)	53	53	53
		月利用量(時間)	2,256	2,266	2,279
	行動援護	利用者数(人)	7	7	7
		月利用量(時間)	89	94	98
	自立生活援助	利用者数(人)	5	7	9
日中活動への支援	生活介護	利用者数(人)	299	309	319
		月利用量(日)	5,992	6,121	6,261
	療養介護	利用者数(人)	18	18	18
	短期入所	利用者数(人)	102	109	116
		月利用量(日)	804	855	910
	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	1	1	1
		月利用量(日)	22	22	22
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	15	16	17
		月利用量(日)	258	272	286
	就労移行支援	利用者数(人)	78	87	98
		月利用量(日)	1,306	1,437	1,584
	就労継続支援(A型)	利用者数(人)	94	96	99
		月利用量(日)	1,970	2,013	2,058
	就労継続支援(B型)	利用者数(人)	207	219	232
		月利用量(日)	3,511	3,617	3,731
	就労定着支援	利用者数(人)	17	17	18
		月利用量(日)	19	19	20
居住の場 への支援	施設入所支援	利用者数(人)	126	129	132
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人)	165	184	206
相談支援	計画相談支援	利用者数(人)	1,064	1,138	1,220
	地域移行支援	利用者数(人)	6	7	8
	地域定着支援	利用者数(人)	1	2	3

② 地域生活支援事業の見込量

サービス名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
	相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
	うち 基幹相談支援センター	実施箇所数	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	1	1	1
	意思疎通支援事業				
	手話通訳者派遣事業	登録者数(人)	76	78	80
		延べ派遣件数(件)	1,343	1,506	1,690
	手話通訳者設置事業	設置者数(人)	3	3	3
	要約筆記者派遣事業	延べ派遣件数(件)	85	92	99
	日常生活用具給付事業				
	介護・訓練支援用具	延べ利用件数(件)	9	10	11
	自立生活支援用具	延べ利用件数(件)	23	25	27
	在宅療養等支援用具	延べ利用件数(件)	23	25	27
	情報・意思疎通支援用具	延べ利用件数(件)	37	42	47
	排泄管理支援用具	延べ利用件数(件)	4,384	4,472	4,561
	住宅改修費	延べ利用件数(件)	5	6	7
	手話奉仕員・通訳者養成研修事業				
	手話奉仕員養成事業【入門編】	修了者数(人)	23	35	46
	手話奉仕員養成事業【基礎編】	修了者数(人)	8	11	15
	手話通訳者養成事業	修了者数(人)	-	2	-
	登録手話通訳者数	通訳者数(人)	13	13	14
	移動支援事業	利用者数(人)	136	154	174
		延べ利用時間数(時間)	16,184	18,326	20,706
任意事業	地域活動支援センター事業	実施箇所数	6	6	6
		延べ利用者数(人)	24,397	24,393	24,490
	訪問入浴サービス事業	利用者数(人)	13	14	15
	日中一時支援事業	延べ利用件数(件)	372	420	468
	点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業				
	点訳	奉仕員養成講座(初級)	修了者数(人)	-	6
		奉仕員養成講座(中級)	修了者数(人)	-	4
		点訳奉仕員登録者数	登録者数(人)	15	15
	朗読	奉仕員養成講座(初級)	修了者数(人)	15	-
		奉仕員養成講座(中級)	修了者数(人)	7	-
		朗読奉仕員登録者数	登録者数(人)	46	52
	更生訓練費給付事業	利用者数(人)	104	111	118
	自動車免許取得費補助事業	利用者数(人)	3	3	3
	自動車改造費補助事業	利用者数(人)	5	5	5

1 計画の基本理念

本市では「草加市子どもプラン」で掲げた理念を踏襲し、家庭、地域等と連携しながら草加市全体で子どもとその保護者を支え、未来に夢と希望の持てるまちを目指すという考え方を基本とします。

子どもも親もいきいき 子どもにやさしく
安心して子育てできるまち そうか



2 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げ計画を推進します。

1 療育体制及び包括的相談支援体制の充実

草加市子育て支援センターを身近な地域の障がい児支援の拠点として、質・量ともに充実した療育体制を目指すとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもやその家族を対象とした包括的な相談支援体制の充実を図ります。

2 切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築

障がい児とその家族に対し、子どもの行動や発達が気になる段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

3 医療的ケア児のための支援体制の構築

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援を円滑に受けられるようにするため、各関係機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

3 せい かしひょう 成果指標

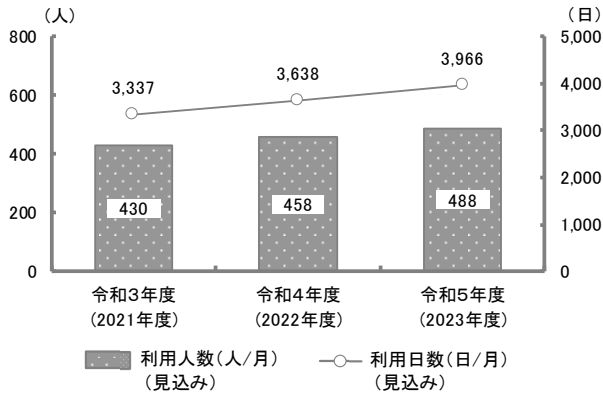
児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、本市における過去の実績及び地域の実情を考慮し、令和 5 年度（2023 年度）を目標年度として設定します。

目 標 内 容	令和元年度 (2019 年度) 未現在	令和 5 年度 (2023 年度) に向けた目標	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	2 か所	2 か所	市内には草加市児童発達支援センターの 1 か所が設置されていましたが、平成 30 年度（2018 年度）に新たに 1 か所設置されました。第 2 期計画期間では、現状維持を見込むとともに、市内 2 か所の児童発達支援センターの活用や役割について協議していきます。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	—	令和元年度（2019 年度）未現在、草加市児童発達支援センターの 1 か所を確保しています。利用の増加が見込まれることから、体制を強化する必要があります。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	2 か所	平成 30 年度（2018 年度）に 1 か所の事業所が重症心身障がい児を支援できる体制となり、令和 5 年度（2023 年度）末までに更に 1 か所を設置します。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0 か所	1 か所	令和 5 年度（2023 年度）末までに 1 か所の設置を目標とします。
医療的ケア児支援のための協議の場	設置済	—	令和元年度（2019 年度）に「草加市障がい児支援協議会」として設置しました。第 2 期計画期間においても医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議を重ねていきます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済	—	平成 30 年度（2018 年度）に 2 名、令和元年度（2019 年度）に 1 名の医療的ケア児コーディネーターを配置しました。第 2 期計画期間においても医療的ケア児がより専門的な支援を受けられるよう、体制の強化を検討します。

4 障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策

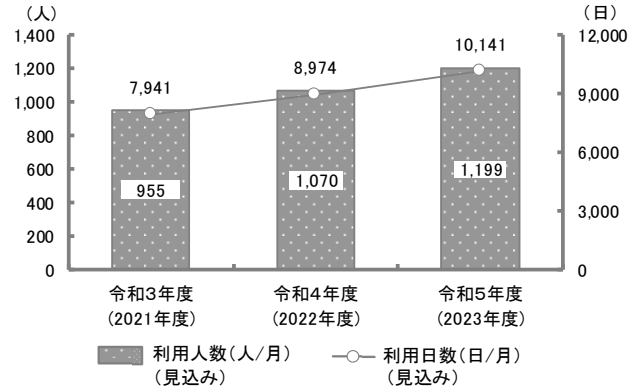
各障害児福祉サービスの見込量に対し、確保のための方策として、次の「草加市所在の事業所数（必要となる事業所数）」のとおり、整備を行っていく必要があります。

児童発達支援



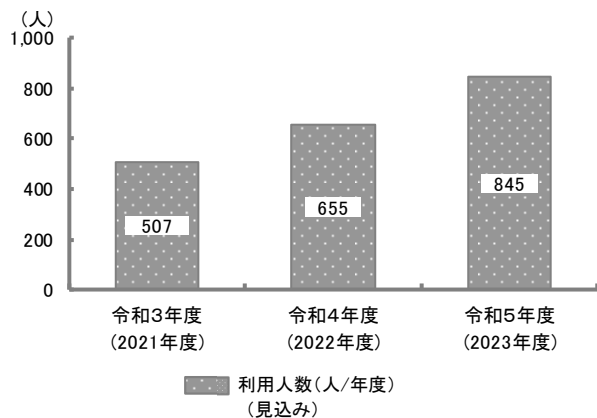
項目	単位	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
草加市所在の事業所数 (必要となる事業所数)	箇所	27	27	27

放課後等デイサービス



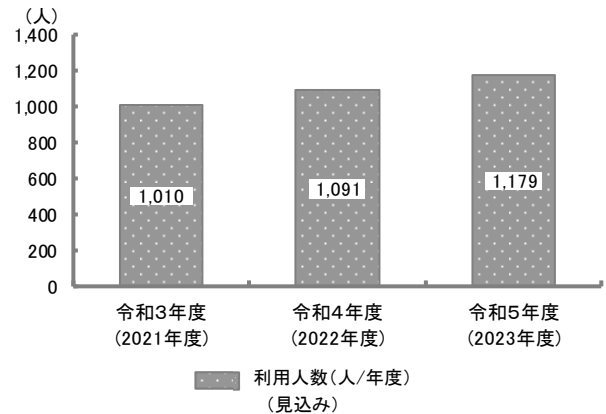
項目	単位	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
草加市所在の事業所数 (必要となる事業所数)	箇所	44	46	47

保育所等訪問支援



項目	単位	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
草加市所在の事業所数 (必要となる事業所数)	箇所	2	2	2

障害児相談支援



項目	単位	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
草加市所在の事業所数 (必要となる事業所数)	箇所	11	12	13

5 その他の^た障^{しょう}がい^じ児^{しえんとう}支援^{とりくみ}等の取組

(1) 医療的ケア児に対する取組

① 草加市障がい児支援協議会

令和元年度（2019年度）、「草加市障がい児支援協議会」の設置に合わせて、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、この協議会を活用して、障害福祉、教育関係者等が連携を図るための協議の場とすることとしました。

② 医療的ケア児に対する今後の取組

医療的ケア児に対し、次の取組を検討しています。

- 医療的ケア児の実態把握
- 各関係機関と情報共有のあり方の検討
- 災害等発生時の対応方法についての検討
- 医療的ケア児をもつ保護者同士の「集いの場」等の設置の検討
- 医療的ケア児に係る先進的事業に取り組んでいる他自治体の情報収集
- 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割の検討

(2) 草加市保健センター・草加市子育て世代包括支援センター・草加市子育て支援センターの役割

① 草加市保健センターの役割

草加市保健センターでは、疾病の早期発見、早期治療及び虐待防止を含めた子育て支援を行うために妊婦健康診査、乳幼児健康診査（4か月児・10か月児・1歳7か月児・3歳3か月児）及び未熟児養育医療費の給付を行い、草加市子育て世代包括支援センターと協力を図り、草加市子育て支援センター等の関係機関と連携していきます。

② 草加市子育て世代包括支援センター（「にんしん出産相談室 ぽかぽか」）の役割

草加市子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から、状況を把握し、定期的に支援会議を行い、必要な方には支援プランを作成し、関係機関と連携し適切な支援を行うことで、出産してから円滑に育児が行えるよう切れ目のない支援を行います。

③ 草加市子育て支援センターの役割

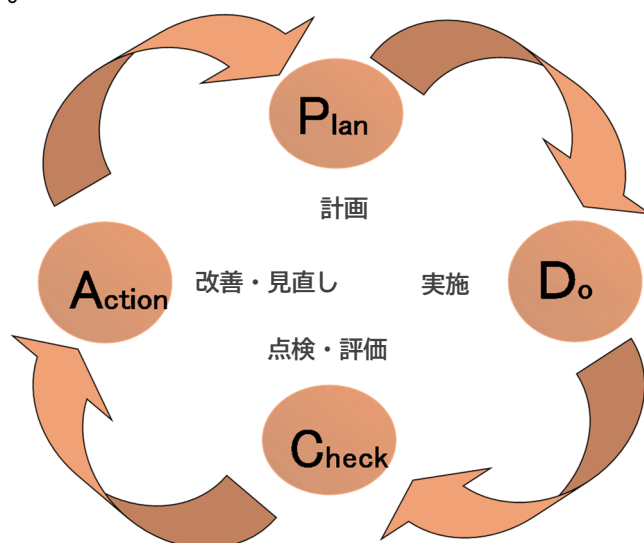
草加市子育て支援センターでは、子どものしつけや発育・発達のこと、家族のこと、児童虐待のこと等、様々な相談に応じています。相談の内容によっては他の関係機関と連携して情報提供や支援を行います。

1 し み ん か ん け い だ ん たい ぎ ょ う せ い れ ん け い
市民や関係団体と行政との連携

- これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がいのある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援等の困難な部分もあります。
- 障がいのある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの市民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。
- 行政は関係団体との連携を図り、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

2 て ん け ん ひ ょ う か た い せ い
点検・評価体制

- 計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうかを検証するためには、実施状況等の点検が不可欠となります。
- そこで、毎年、草加市障がい者施策協議会、草加市障がい児支援協議会等に意見を聞き、計画の進捗状況等の確認及び評価や課題事項の検討を行うなど、PDCA サイクルに基づいた施策の推進を図ります。



第三次草加市障がい者計画・第6期草加市障がい福祉計画・
第2期草加市障がい児福祉計画【概要版】

草加市健康福祉部障がい福祉課
草加市子ども未来部子育て支援課
〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号
電話 048-922-0151(代) F A X 048-922-1153 (障がい福祉課)
048-922-3274 (子育て支援課)
E-mail shogaifukusi@city.soka.saitama.jp
sienka@city.soka.saitama.jp
<http://www.city.soka.saitama.jp/index.html>
<http://www.soka-bokkurun.com>